

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年6月19日

都道府県知事
内堀 雅雄 殿

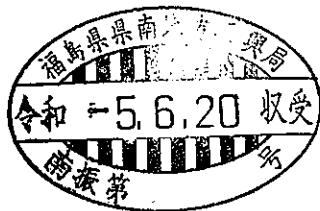
提出者

住所 福島県西白河郡西郷村大字米字相山9-41

氏名 MGCエレクトロテクノ株式会社

常務取締役工場長 杉本忠一

電話番号 (0248) 25-5000



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	MGCエレクトロテクノ株式会社 新白河工場
事業場の所在地	福島県西白河郡西郷村大字米字相山9-41
計画期間	令和5年度

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電子回路基板製造業(2841)
②事業の規模	300億円(令和4年度)
③従業員数	247名(令和5年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1を参照

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-2を参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH12.5以上のアルカリ廃液
	排出量	301 t	0.2 t
	(これまでに実施した取組)		
再エネルギー化の推進 廃アルカリ(pH12.5以上)は、特に無し			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH12.5以上のアルカリ廃液
	排出量	295 t	0.2 t
	(今後実施する予定の取組)		
再エネルギー化の推進 廃アルカリ(pH12.5以上)は、特に無し			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	引火性廃油・・処分内容別にラベル添付し識別
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	現状を継続する

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH 12.5以上のアルカリ廃液	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t		t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH 12.5以上のアルカリ廃液	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t		t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH 12.5以上のアルカリ廃液	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t		t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t		t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH 12.5以上のアルカリ廃液	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t		t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t		t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH 12.5以上のアルカリ廃液
		自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状		(これまでに実施した取組)		
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH 12.5以上のアルカリ廃液
		自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画		(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 令和4 年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH 12.5以上のアルカリ廃液
		全処理委託量	301 t	0.2 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	143 t	0.2 t
		再生利用業者への 処理委託量	301 t	0.2 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
①現状		(これまでに実施した取組)		
		委託処理業者に対する定期的な実地確認を実施した。		

(第5面)

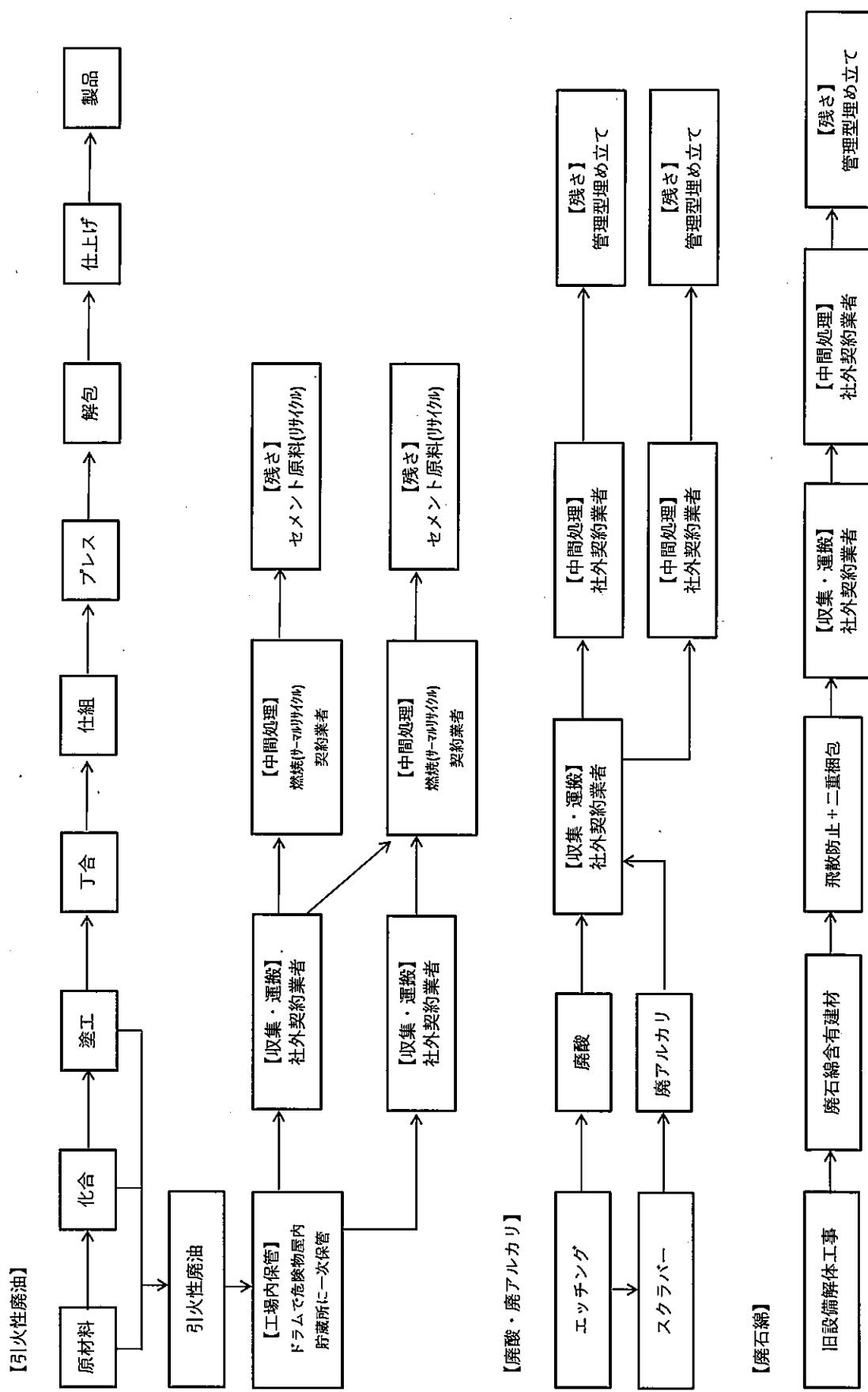
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH12.5以上のアルカリ廃液
全処理委託量		295 t	0.2 t	
優良認定処理業者への 処理委託量		150 t	0.2 t	
再生利用業者への 処理委託量		295 t	0.2 t	
認定熱回収業者への 処理委託量		t	t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t	
<p>②計画</p> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>委託処理業者に対して定期的な実地確認を実施する。</p>				
		【前年度(令和4年度)実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	301 t	
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェストを活用し、定期的な廃棄物排出量の確認を実施する。</p>				
※事務処理欄				

備考

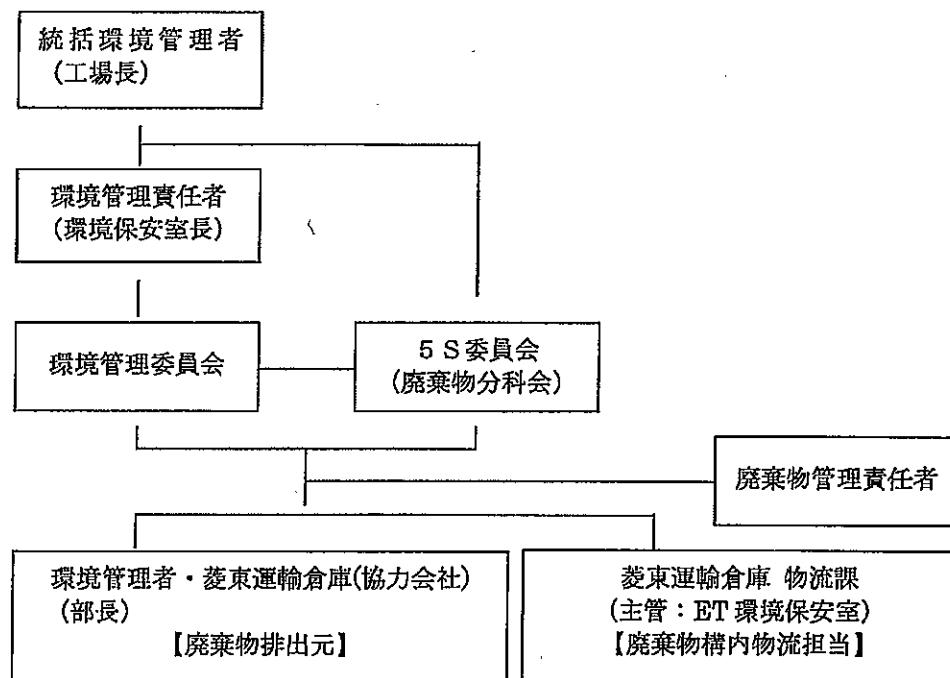
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物発生工程及び処理工程

別紙1



(1) 管理体制図



(2) 職務分担

役割	氏名	職務内容
統括環境管理者	工場長	工場環境管理の統括（工場の環境方針・目的を定め、各部署に示し、定期的に見直し、全体の環境管理の統括を行う）
環境管理責任者	環境保安室長	統括環境管理者の補佐、工場環境管理の推進者（工場全般についての環境管理状況の把握と指導、統括者への報告と意見上申）
環境管理者	各部長	工場環境方針・目的の自部署員への周知と教育。 工場環境方針・目的を自部署の状況に応じてブレークダウンし、自部署員に示し、自部署環境管理・改善の推進者として活動する。
環境管理委員会	統括環境管理者 環境管理責任者 環境管理者	工場全体の廃棄物の減量化、再利用、適正処理の推進に関する計画の承認、及び計画進捗状況の確認を行う。
5S委員会 (廃棄物分科会)	部署長・職場代表者	各部署長から個々の職場の5S（整理・整頓・清掃・清潔・模）に関する推進者として任命を受け、廃棄物の処理・管理に関する改善・維持の推進を行う。5Sに関する環境管理委員会の決定事項の周知と同委員会からの諮問に対する答申及び意見の上申を行う。
廃棄物管理責任者	有資格者	各部署から排出される廃棄物情報（事前に廃棄物処理依頼書を受ける）を基に、廃棄物排出元、構内物流担当者への指示・連絡、廃棄物委託処理手配、マニフェスト管理等、廃棄物処理と管理（手順書・改善検討・業者査定・選定・契約・官庁資料提出・社員教育等）を行う。
菱東運輸倉庫(株) (協力会社)	物流課	廃棄物管理責任者の指示に従い、廃棄物の構内物流管理を行う。